

# 組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University  
金沢大学教職員組合執行委員会  
金沢市角間町  
Tel.076-262-6009 (FAX同じ) / 角間内線2105  
E-mail kanazawa@ku-union.org  
ホ-ムペ-ジ http://www.ku-union.org/

2014年2月14日

通巻1210号

この号の内容

- 2/10 団体交渉速報

## 2/10 団体交渉 速報



- (1) 臨時特例：12月のボーナス分で対応
- (2) 昇給停止：定年65歳の教員60歳、それ以外の全ての教職員57歳
- (3) 現給保障：半額で1年間延長

### (1) 臨時特例に係る給与減額問題

前回の交渉時には、1ヶ月分の減額圧縮もできない予算しか確保されていませんでした。法人側の説明によれば、その後、学長裁量経費などを見直した結果、

1億6500万円の予算を確保したので、12月のボーナス(2.05ヶ月分)で減額した分を一時金として3月の給与日に支給するということです。

私たちは臨時特例による給与減額そのものに反対し、最低でも昨年度並みの圧縮を求めていましたから、到底納得できる回答ではありません。そこで6億円(病院分も含めると9億円)あるという目的積立金の取り崩しなどにより、さらなる原資の上積み要求しました。これに対して法人側は、喫緊の課題である小立野の工学部跡地整備に今後8億円が必要であり、目的積立金の大半はその事業に充てざるを得ないという主張を繰り返しました。

私たちが目的積立金の利用を求めたのは、跡地整備に要する経費が土地の売却後に大学の収入として確実に戻ってくるものだからです。そうした数年後の収入を見込んで

計画を立てるのが経営者の才覚のはずです。むろん法人側も借入金による対応を考えて文科省と折衝したとのことですが、今回の措置が本当に万策尽きた結果であると認めるには、法人側の説明は不十分であると言わざるを得ません。

ここで確認しておきたいのは、数年後(法人は第3期中期計画の早い時期を期待しているようです)、跡地整備に使ったお金(8億円以上?)が大学に戻るという事実です。そこには今年度、給与減額の圧縮に使うこともできたお金も含まれています。私たちはこのお金が教職員に還元されるよう粘り強く要求していきます。

なお、ボーナス減額分の圧縮ということで、対象者全員一律に約10%の減額分が戻ります。これは月例給の減額が5%の教職員のみなさんにとっては、実質4ヶ月分の給与の減額圧縮になります。一方、ボーナスが満額支給された附属学校園の教員のみなさんにはメリッのない結果となりました。別途の措置を求めましたが、受け入れられませんでした。

## (2) 55歳昇給抑制（停止）問題

過去2回の交渉における私たちの要求、すなわち「教員の定年年齢（65歳）に対する配慮」と「国家公務員に比べて給与水準の低い事務職員に対する配慮」の二点に応え、昇給抑制開始年齢を国家公務員の基準（55歳）より引き上げ、定年65歳の教員については60歳、それ以外の全ての教職員については57歳とするという回答でした。これはまさに組合交渉の成果と言ってよいでしょう。とりわけ国家公務員と定年年齢が同じ職員に関する措置は、他大学ではほとんど見られないものです。むしろ昇給抑制（停止）自体、労働条件の改悪であり、受け入れがたいものですが、これまで「人勸準拠」一点張りだった法人が「本学独自の措置」を講じたことについては、昨年の退職手当に関する激変緩和措置と同じく、一定の評価を与えてよいと思います。

もっとも、今回の金沢大学独自の措置に伴う昇給分は原則として退職手当には反映されません。勤務成績が「極めて良好」「特に良好」である場合を除き、標準的な昇給のみであれば、退職手当算出の基礎となるのは55歳時の本給月額になります。この点については、退職手当の原資である特殊要因運営費交付金が55歳昇給抑制を前提として交付されるため、やむを得ない措置と判断されます。今後は「極めて良好」「特に良好」枠の拡大など、更なる昇給の確保と退職手当の減少を防ぐ運動に取り組む必要があります。

## (3) 現給保障廃止問題

前回の交渉ではゼロ回答でした。つまりすでに改正された就業規則どおり、現給保障は今年度末に廃止するという回答でした。これに対して、私たちは退職手当の引下げと同じ性格の問題であり、なんらかの激変緩和措置を講ずべきだと主張してきました。その結果、今年4月に予定されていた現給保障廃止を1年間延長し、4月～来年3月までの1年間については、現給保障額の半額を支給するという回答を引き出しました。対象となる教職員一人当たり、平均10数万、大学全体で2千数百万円の負担増とのことです。なお、この問題とセットのように言われていた45歳未満の教職員の号給回復は、予定どおり本年4月から完全実施されます。

この件についても、法人が独自の措置を講じたことを評価したいと思います。従来であれば「就業規則どおりに実施する」の一言でおしまいだっただしょう。ささやかな成果ですけれども、労働条件は交渉を通じて決定されるものであるという事例を積み上げ、交渉の重要性と組合の存在意義を示すことができたと思います。



今回の交渉事項は上記の三点でしたが、関連する問題について意見交換を行いました。次頁に、簡単にその内容を記します。

# ① 年俸制

周知のとおり、文科省の肝いりで、大学の教員に対する年俸制の導入が推進されています。研究大学では「教員の20%」という数値目標も掲げられています。そこで本学の検討状況を質問しました。

有松理事の説明によると、本学でも導入に向けた検討をしており、具体的には来年度、「年俸制導入促進費」（仮称）という一種の補助金事業に応募すべく準備を進めているとのこと。近々開催される文科省の説明会に出席し、申請書の作成に着手するようです。

そもそも文科省はこの補助金事業を通じて年俸制を促進するつもりなので、おそらく年俸制に同意した教員が不利を被る制度設計にはならないと予想されます。ただ、促進費がなくなった時点でどうなるのか、ひとたび年俸制の対象となったポストはずっと年俸制のポストになるのかなど、不明な点が少なくありません。「補助金依存の悪循環」にならないように、補助金獲得が目的化しないように注意する必要があります。

# ② 早期退職者募集制度

いくつかの国立大学では、国家公務員の制度にならい、早期退職者の退職手当の割増率を拡充することが制度化されました。これは、定年前の一定期間であれば、自己都合で退職しても不利にならないようにする改善点もあるのですが、この制度改正自体、公務員の高年齢化への対応を目的の一つにしていますから、いわゆる「肩たたき」に利用される危険性も帯びています。

有松理事は、本学でも検討を進めており、その内容は教職員の不利になるものではないと言明されました。その言葉を信じておりますが、企業のリストラを見ても分かるとおり、早期退職制度は往々にして悪用されるものです。国家公務員法の適用外である私たちに予期せぬ事態が出現しないとも限りません。そのような制度設計は断じて認められないことを表明しておきます。

# ③ 教員選考基準の見直し

前号の組合ニュースでお伝えしたように、私たちは教員選考基準の見直しに関する要求書を櫻井理事に提出しました。今回の団体交渉に櫻井理事も出席されたので、この件について見解を求めました。時間の制約もあり、組合が入手していた情報の中から、特に重要な「科研費獲得の必須」問題について話をしました。

櫻井理事によると、3学域から選考基準（別表）が出ており、科研費についてはすべて「◎」になっているが、これは強制したものではなく、各学域が自主的に判断したものであるとのことでした。これに対して私たちは、学域や学系の会議において、「科研費◎」は不可避的な前提として検討されたと指摘しましたが、「その検討の仕方はWGの議論を踏まえた学域長や系長の判断であろう」というのが理事の見解でした。しかし、系会議等の検討の仕方を見れば、理事の言葉にはわかには信じられません。ことは教員の処遇に係わる重大事です。要求書にも書きましたように、全学的な合意を得なければ円滑な運用が不可能な事柄です。改めて議論し直すことを要求します。

# 私たちはあなたを待っています

全国の国立大学の中には、教職員組合のない大学、あっても極めて脆弱な大学が存在します。そうした大学では、臨時特例問題にせよ、55歳昇給停止問題にせよ、すべて「法人の意のまま」という状況にあります。

金沢大学の場合、組合員数はほぼ平均的なレベルにあると言ってよいでしょう。また、労働条件等に関する取組も平均以上であると言ってよいでしょう。しかし、全国的に労働組合の組織率の低下が続く現状を前にして、私は金沢大学教職員組合の未来、それも近い未来に不安を感じずにはおられません。

これまで組合活動を支えてきたのは、そして今も支えているのは、とても有能な書記さん、とても献身的な書記さんから成る書記局です。今回の交渉で多少なりとも成果が得られたのは、委員長をはじめとする執行部の力ではありません。ひとえに書記局のおかげです。この書記局を維持するためには経費が必要です。経費は組合費によってまかなわれます。組合員が減れば組合費も減ります。結果として書記局を維持することができず、組合は最も大きな力を失うことになりかねません。

そうした事態を免れるためには、どうしても組合員の増加が不可欠です。みなさんが仕事に追われる毎日を送っておられることを考えると、組合加入に二の足を踏む気持ちも理解できます。しかし、組合活動の停滞は多忙化に拍車をかける結果を招きます。

組合は構成員の自主性を尊重する組織です。組合員個々の事情に十分配慮して、無理な組合活動を求めることはありません。組合という存在がよく分からず、加入をためらっておられるみなさん、ぜひ一度私たちの話を聞いてください。加入するか否かは、そのあと決めてくださればと思います。

大学の未来、大学で働く教職員の未来は、あなたの決断に係っています。どうぞ組合のドアをノックしてください。私たちはあなたを待っています。

(執行委員長 矢淵孝良)

## お申し込み

学内便等にて組合事務所までお送りください。

又はメール

kanazawa@ku-union.org

ご記入いただいた事項は「個人情報保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取り扱いをいたします。

## 連絡先

金沢大学教職員組合

金沢市角間町

TEL076-262-6009 (FAX同じ)

内線(角間) 2105

http://www.ku-union.org/

## 金沢大学教職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

ふりがな  
氏名 (男・女) 生年月日 年 月 日

所属部局 職種 職名

電話番号

E-mail (職場・個人用)

組合費  チェックオフ(賃金控除)【通常はこちら】 8桁の職員番号

チェックオフ以外の方法を希望 ( )

住所

差し支え無ければ記入ください。職場に組合の発行物をお届けしにくい場合にはご自宅への送付も可能です。